

令和6年第1回定例会 一般会計予算決算常任委員会 市民厚生分科会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和6年3月6日（水） 午後1時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）
議第4号 令和6年度村上市一般会計予算
- 4 出席委員（7名）

1番	菅井晋一君	2番	富樫雅男君
3番	鈴木好彦君	4番	稲葉久美子君
5番	木村貞雄君	6番	鈴木一之君
7番	長谷川孝君		
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
議 長 三田敏秋君
- 7 分科会委員外議員
一般会計予算決算常任委員会 委員長 大滝国吉君
一般会計予算決算常任委員会 副委員長 小杉武仁君
- 8 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
同 課 参 事	志 田 淳 一 君
同 課 国 保 室 長	林 洋 一 君
同 課 国 保 室 係 長	渡 邊 礼 子 君
同 課 健 康 支 援 室 長	船 山 幸 文 君
同 課 健 康 支 援 室 主 幹	田 中 加 代 子 君
同 課 健 康 支 援 室 副 参 事	大 倉 愛 子 君
介 護 高 齢 課 長	大 滝 き く み 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 長	川 村 勇 治 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 副 参 事	本 保 美 穂 君
同 課 高 齢 者 支 援 室 係 長	志 田 真 弓 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	五十嵐 文 君
同 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 係 長	志 田 亜 紀 君
同 課 介 護 保 険 室 長	瀬 賀 由 香 君
同 課 介 護 保 険 室 係 長	石 山 寛 子 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
同 課 福 祉 政 策 室 長	石 田 浩 二 君
同 課 福 祉 政 策 室 副 参 事	鈴 木 祐 輔 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	佐 野 正 俊 君
同 課 福 祉 政 策 室 係 長	田 巻 桂 君
同 課 総 合 相 談 係 副 参 事	三 須 友 也 君
こ ど も 課 長	山 田 昌 実 君

同課子育て政策室長	高 橋 朗 君
同課子育て政策室係長	渡 辺 悟 君
同課子育て支援室長	高 橋 洋 一 君
同課子育て支援室主幹	板 垣 友 紀 君
同課子育て支援室副参事	小 林 毅 君
同課子育て支援室係長	百 武 美 奈 君
同課子育て支援室係長	高 橋 洋 樹 君
同課ことばとこころの相談室主幹	永 田 ル ミ 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
書 記	菅 井 洋 子

(午後 1時00分)

分科会長（長谷川 孝君）開会を宣する。

長谷川分科会長 初めに、副市長から発言を求められておりますので、これを許します。

副 市 長 私からは、一昨日、3月4日開催の本分科会におきまして、1番委員の菅井委員さんからの御質問にお答えした2件についてちょっと訂正がございますので、訂正を申し上げながらお願いしたいというふうに思います。まず、1つ目なのですが、狂犬病の予防注射の料金について、1頭当たり550円というふうに申し上げましたけれども、これは注射済票の交付手数料が550円なのであって、そこに獣医師さんの注射料金、2,700円が加わりますので、合わせて3,250円というのが負担いただく額となります。もう一つ、空き家バンクの登録件数についてのお話もありました。令和4年度で38件、令和5年度で31件というふうに申し上げましたけれども、正確には新規の登録件数は令和4年で9件、令和5年で11件、令和5年は1月24日現在ということになりますけれども、これ累計しますと令和5年1月24日現在で166件ということになります。以上2つが訂正でございます。もう一つ、鈴木委員さんからの結婚新生活支援事業の件で、実績を改めて申し上げたいと思いますけれども、令和3年から始まっておりますが、この年が6件、6件というか6組、令和4年度が7組、令和5年度、これ2月末現在でありますけれども、9組ということで、実績が確実に伸びているということから、引き続き国・県からの支援をいただきながら進めていきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

長谷川分科会長 御了承ください。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

目 程 第 3	議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）についてのうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表順に担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入る。
---------	---

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説明)

- 福祉課長 それでは、補正予算書の11ページ、12ページを御覧ください。13款2項2目民生費負担金、第1節社会福祉費負担金でございます。説明欄1、障害者給付費等審査会負担金4万2,000円の減であります。こちらは障害者給付費等審査会、歳出のほうは今回補正ございませんが、こちらの前年度精算等に伴う歳入の減となります。
- こども課長 13款2項2目2節児童福祉費負担金、説明欄1、ことばとこころの相談室経費負担金であります。45万6,000円の減ですが、関川村と栗島浦村から、ことばとこころの相談室にかかる経費について負担していただいておりますが、令和5年度の人件費の減と令和4年度の精算による減額であります。
- 保健医療課長 13款2項3目衛生費負担金、説明欄2、医療施設等設備整備負担金11万5,000円の減ですけれども、額の確定によるものです。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

- 保健医療課長 続きまして、14款1項3目衛生使用料、説明欄1、急患診療所使用料500万円の増額ですけれども、受診者の増加によるものです。

第15款 国庫支出金

(説明)

- こども課長 15款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄1、児童手当負担金3,054万8,000円の減額ですが、支給対象者が当初見込みより下回ったため、減額補正するものであります。説明欄2、子供のための教育・保育給付費負担金154万5,000円の増ですが、歳出の施設型給付費負担金が307万6,000円増加することに対する国庫負担金であります。負担割合は、3歳以上児、2分の1、3歳未満児、58.23%になります。
- 保健医療課長 15款1項2目衛生費国庫負担金、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金6,188万3,000円の減額ですけれども、ワクチン接種者数が少なかったことによる減額です。
- こども課長 15款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄1、母子家庭等自立支援給付金事業費補助金116万6,000円の減額ですが、高等職業訓練促進給付金の事業額が確定したことによる減額補正であります。
- 保健医療課長 3目衛生費国庫補助金、説明欄1、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金888万3,000円の増額ですけれども、当初実施予定のなかった個別接種促進支援事業が実施することになったことによる増額です。

第16款 県支出金

(説明)

- こども課長 16款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄1、児童手当負担金689万9,000円の減額ですが、支給対象者数の減により事業費が減額となったため、減額補正を行うものであります。説明欄2、子どものための教育・保育給付費負担金67万3,000円の増額ですが、先ほど国庫負担金でも説明いたしました歳出の施設型給付費負担金が

307万6,000円増加することに対する県の負担割合、3歳以上児、4分の1、3歳未満児、20.885%になります。16款2項2目2節児童福祉費補助金、説明欄1、特別保育事業補助金353万4,000円の減額ですが、歳出の未満児保育事業706万8,000円に対する県補助金2分の1の減になります。説明欄2、施設型給付費地方単独費用補助金9万円の増額ですが、歳出の施設型給付費負担金307万6,000円に対する施設型保育事業給付費地方単独費用分18万1,000円に対する県負担割合、2分の1分になります。説明欄3、保育対策総合支援事業費補助金233万7,000円の増額ですが、医療的ケア児の受入れのための経費に対する県補助金となります。補助率は3分の2となります。

福祉 課長 続きまして、第3節災害救助費補助金でございます。説明欄1、被災者生活再建支援事業補助金でございますが、600万円の減額となります。こちらは、8.3大雨災害被災者生活再建支援金の年度末見込みに伴う減額となります。補助率は3分の2となります。

保健医療課長 3目衛生費県補助金、説明欄1、医療施設等設備整備費補助金714万8,000円は額の確定による減額です。

こども課長 15ページ、16ページを御覧ください。16款2項9目1節災害復旧費補助金、説明欄1、社会福祉施設等災害復旧費補助金2億1,518万7,000円ですが、令和4年8月の大雨により被災したあらかわ保育園及び保内学童保育所について、復旧の事業が完了したことから、補助金の申請を行い、交付を受けるものであります。補助率は、国2分の1、県4分の1、合わせて4分の3となっております。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質 疑)

菅井 晋一 児童手当の負担金なのですが、金額がちょっと大きいのかなというふうに思ったので、特別な理由があったら教えてください。

こども課長 この3,054万8,000円ではありますが、先ほど申しましたとおり児童数の減少ということでもあります。これにつきましては、延べで4,130人減、実人数で344人分減っているということでもあります。これが減の理由であります。令和5年度予算額、事業費全体でありますと6億3,450万円ということでもありますので、その分子供が少なかったということでございます。

菅井 晋一 子供の数が変わるとは思えないのですけれども、対象者がどうしてこう大きく動くのでしょうか。

こども課長 こども課子育て支援室係長に答弁をいたさせます。

子育て支援室係長(高橋) 当初予算の積算の段階では、一定程度の人口動態、社会動態の出入り

もありますので、ある程度余力を持った形で予算の積算をさせていただいております。例年大体この程度の残のほうが見込まれているというのが実情でございます。

第16款 県支出金

(質 疑)

鈴木 好彦 14ページ、16款の3目の医療施設等設備整備費補助金なのですが、医療設備関連とすれば、かなり高額のもので、もともとあるのでしょうかけれども、県の補助金が700万円減らされるということは、もともとの事業費全体がこの倍、もしくは国も加わると3倍とか4倍の事業費になるのではないかと思います。これだけの金額のものがなくなるというか、不用になるということは、何か事情があったのでしょうか。

健康支援室長 事業費の減ももちろんございますけれども、この補助金というのが基本的に3分の2補助なのですけれども、各自治体から申請が上がったということで、各自治体への割当てが減ったという事情もございます。それによる減でございます。

鈴木 好彦 それでは具体的に何を、私は施設設備と書いてあるものですから、具体的にイメージしたのは、ああいうものを1つぽんと入れようという前提で考えていたのですけれども、それができなくなったという理解でよろしいでしょうか。

健康支援室長 これにつきましては、補助対象となっておりますのが村上総合病院で設備をいたします医療機器になりますけれども、当初予定していたものは購入はできておりますけれども、村上総合病院の自己負担額が増えてしまっているということになります。

歳出

第3款 民生費

(説 明)

介護高齢課長 3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄1、介護職員人材確保推進事業経費、介護人材確保推進事業給付金80万円の減であります。これまでの実績と今後の見込みから減額するものであります。

保健医療課長 3目老人福祉費、説明欄1、後期高齢者医療広域連合負担金3,571万円の減額ですけれども、これは額の確定によるものです。

介護高齢課長 説明欄2、介護予防サービス計画経費204万6,000円の減額であります。会計年度任用職員の介護支援専門員の応募がなかったことによる欠員の1名分の報酬等を減額するものです。

こども課長 23ページ、24ページを御覧ください。3款2項2目、説明欄1、母子家庭等対策総合支援事業経費155万4,000円の減額ですが、高等職業訓練促進給付金の事業額が確定したことによる減額補正であります。続きまして、3款2項3目、説明欄1、認定こども園運営事業経費25万円の増額ですが、公定価格の改定に伴う村上いずみ園に対する負担金307万6,000円の増と未満児保育事業補助金282万6,000円の減との差引額になります。説明欄2、地域型保育事業運営経費424万2,000円の減額ですが、未満児保育事業補助金424万2,000円について、令和5年度補助申請がなかったことによる減になります。説明欄3、児童手当等支給経費4,469万円の減額ですが、支給対象者数が当初見込みより下回ったため、減額補正するものであります。3款2項4目学童保育費、説明欄1、90万円の増額ですが、神林学童保育所の指定管理料の増加によるものです。具体的には利用者が増えたことによる送迎バス運行委託料の

増額、利用料の口座振替手数料の増額によるものです。

福祉 課長 4 項 1 目災害救助費、説明欄 1、8.3大雨災害被災者生活再建支援事業経費900万円の減です。こちら被災者生活再建支援金の年度末見込みに伴う減となります。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 4 款 1 項 1 目保健衛生総務費、説明欄 1、保健衛生総務経費1,410万4,000円の減額ですけれども、額の確定や見込みによる減額です。続きまして、2 目予防費、説明欄 1、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費5,300万円の減額ですけれども、接種に関する委託料の減少による減額です。

こども課長 説明欄 2、子どもの医療費助成経費1,395万円の増額ですが、子供の医療機関への受診が増え、医療費等審査支払委託料及び医療費助成額が増加したことにより増額補正するものです。

保健医療課長 7 目診療所費、こちら説明欄、財源更正ですけれども、急患診療所使用料の増額補正に伴う財源更正です。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(説明)

保健医療課長 続きまして、繰越明許補正になります。こちら4 款衛生費、1 項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業経費309万3,000円ですけれども、こちらに関しましては、ワクチン接種は3 月末までとなっておりますが、市外で接種した場合、4 月以降請求する可能性がありますので、それに備えるものとなっております。以上です。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第4款 衛生費

(質疑)

富樫 雅男 一番下の子どもの医療費助成経費、先ほど1,400万円近い受診増だったということなのですけれども、これ通院だったら530円ですから、物すごい受診回数でないかなと思うのですけれども、どういうことが主な原因なのですか。

こども課長 データといたしまして、こちらのほうでも推察しているところではありますが、令和4 年度12月までの件数ですと5 万3,773件であったわけでありまして。今年度、令和5 年度の12月までの件数が6 万1,208件ということで、7,435件増えてございます。これにつきましては、いろいろな考察あるのですが、昨年度までコロナ禍にあって、受診控えもあったのかなんていうところも傾向としてはございます。ですので、件数としては増加しているというのが要因が1 点。それから、もう一点、1 件当たりの医療単価がやはり高くなっているというのがございます。こういったところが増加している原因ではないかということで担当課では推察しているところでありまして。

鈴木 好彦 衛生費の診療所費の中で財源更正を行われていますけれども、これその他だけではちょっとイメージ湧かないのですけれども、どこから出てきたお金なのかというのは分かります。

健康支援室長 先ほど歳入でお伝えしたとおり、使用料の増額に伴う、500円増額いたしましたけれども、それに伴う財源更正でございます。

第2条「第2表 繰越明許費補正」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第38号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

日程第4

議第4号 令和6年度村上市一般会計予算のうち市民厚生分科会所管分についての保健医療課、介護高齢課、福祉課、こども課所管分を議題とし、最初に歳入について予算付託表順に担当課長（保健医療課長 押切和美君、介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 太田秀哉君、こども課長 山田昌実君）から説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受け、その後歳出についての質疑に入る。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(説 明)

介護高齢課長 21、22ページを御覧ください。13款分担金及び負担金、2項2目1節社会福祉費負担金ですが、説明欄1、老人ホーム入所者負担金であります。養護老人ホームやまゆり荘22名、胎内やすらぎの家6名分を計上いたしました。説明欄2、老人ホーム入所者措置費負担金は、関川村からの入所者5名分を計上しております。23、24ページを御覧ください。説明欄3から5までは例年どおりなので、説明を省略いたします。説明欄6、緊急一時保護による利用者負担金2万7,000円ですが、新規事業となります。在宅の自立した高齢者が高齢者虐待により自宅に戻れないなどのときに一時的に保護する施設を利用した場合の利用者負担金であります。令和5年度までは、説明欄3の生活管理指導短期宿泊サービス事業で対応してまいりましたが、対象者が増えたことや、対象者の処遇対応について新たに要綱を設け対応するため、科目を設置いたしました。説明欄7、やむを得ない理由による措置者負担金182万4,000円ですが、在宅の要介護状態の高齢者が高齢者虐待等により自宅に戻れない高齢者を介護保険施設等に保護するための利用者負担分であります。令

- 和5年度までは、説明欄1の老人ホーム入所者負担金で対応してまいりましたが、利用者が増えたことや、通常の養護老人ホームの措置については、老人福祉法の第11条の第1項第1号に基づき行われますが、やむを得ない理由による措置については、第2号に基づき行われるため、新たに科目を設置いたしました。
- 福祉 課長 説明欄8、障害者給付費等審査会負担金13万円でございますが、審査会経費の関川村、栗島浦村からの負担金となります。同じく説明欄9、村上・岩船地域自立支援協議会共同設置負担金ですが、同様に協議会の共同設置に係る負担金となります。
- こども課長 第2節児童福祉費負担金であります。説明欄1、保育園入園者負担金につきましては、3歳未満児クラスの園児数の増加により、令和5年度当初から516万1,000円を増額し、6,320万円を見込みました。説明欄2から8につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。
- 保健医療課長 3目衛生費負担金、説明欄2から6は例年同様のため、省略いたします。説明欄7、新潟県医師養成修学資金貸与事業費用連携拠出負担金につきましては、県と連携しました医師確保のための北里大学医学部地域枠に対しまして、新たに関川村、栗島浦村に負担していただくもの、26万円となります。
- こども課長 説明欄8の未熟児養育医療費一部負担金につきましては、例年どおりですので、説明は省略いたします。

第14款 使用料及び手数料

(説明)

- 介護高齢課長 14款使用料及び手数料、1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料、説明欄1、行政財産使用料ですが、電柱設置等に係る使用料であります。
- こども課長 その下、2節児童福祉使用料につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。
- 保健医療課長 3目衛生使用料、説明欄3と4につきましては、例年同様のため、省略させていただきます。
- こども課長 27ページ、28ページを御覧ください。2目民生手数料、1節社会福祉手数料については、項目計上となります。

第15款 国庫支出金

(説明)

- 保健医療課長 15款1項1目民生費国庫負担金、説明欄1、2は例年同様のため、省略させていただきます。説明欄3、産前産後保険料負担金につきましては、令和6年1月から始まりました産前産後保険料減免に係る国の負担分で、補助率2分の1です。
- 介護高齢課長 説明欄4、低所得者保険料軽減負担金ですが、介護保険料の所得段階、第1段階から第3段階の保険料について、公費で保険料を補填するものであります。国負担分2分の1です。
- 福祉 課長 説明欄5、特別障害者手当等給付費負担金ですが、こちらは特別障害者手当等の国庫負担金であり、負担率4分の3となります。続きまして、説明欄6、障害者自立支援給付費負担金でございますが、障害福祉サービス、補装具給付費に係る国庫負担金であり、昨年度開設されました事業所が新規でありまして、その部分の利用者が増加することが見込まれるため、5,100万円ほど増額計上いたしました。負担率は2分の1となります。続きまして、説明欄7、障害者医療費負担金でございますが、

	育成医療、更生医療、療養介護医療費に係る国庫負担金となりまして、負担率は2分の1となります。続きまして、説明欄8、障害児通所サービス費負担金、こちら前年度比較で4,773万5,000円でございますが、放課後等デイサービス事業に係る国庫負担金となります。負担率は2分の1であります。説明欄9、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、こちら自立支援事業につきましては、重層的支援体制整備事業交付金へ移行となりまして、減額となっております。
こども課長	2節児童福祉費負担金、説明欄1の児童扶養手当負担金につきましては、令和5年度実績見込みにより135万4,000円減の6,200万7,000円を計上いたしました。説明欄2、児童手当負担金については、対象となる子供の減少により4,810万円減の3億9,072万円を計上いたしました。説明欄3から5につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。
福祉課長	3節生活保護費負担金6億6,837万3,000円ですが、生活保護受給世帯並びに係る経費につきまして若干伸びておりますので、昨年度よりも、僅かですが、増額計上いたしました。負担率は4分の3となります。
保健医療課長	2目衛生費国庫負担金、説明欄1、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金192万5,000円ですけれども、こちらに関しましては、予防接種の健康被害5件認定下りていきますので、そちらに係る医療費等を計上しております。国の負担は、10分の10になっております。
こども課長	説明欄2の未熟児養育医療費負担金85万4,000円につきましては、例年並みとなっております。
介護高齢課長	2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、説明欄1、重層的支援体制整備事業交付金であります。令和5年度まで介護保険特別会計の事業であった地域支援事業の包括的相談体制と地域づくりの業務が令和6年度から重層的支援体制整備に移行するための国の負担分であります。負担率は38.5%と地域介護予防支援事業分として25%であります。説明欄2、デジタル基盤改革支援補助金であります。基幹系システムの標準化対応による介護認定審査会システム経費の国負担分であります。負担割合は10分の10です。説明欄3、デジタル田園都市国家構想推進交付金であります。介護認定審査会ペーパーレスシステム導入事業経費の国負担分であります。負担割合は2分の1であります。
福祉課長	説明欄4、地域生活支援事業費等補助金でございます。移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、日常生活用具給付費などの地域生活支援事業に係る国庫補助金を計上いたしました。続きまして、説明欄5、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、こちらは専門知識を持った職員の配置が必要となってくることから、人件費単価の変更等による補助金の増となっております。続きまして、説明欄6、重層的支援体制整備事業交付金3,080万4,000円ですが、重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして、国から交付される交付金の福祉課所管分、こちらを計上いたしました。
こども課長	31ページ、32ページを御覧ください。2節児童福祉費補助金であります。説明欄1につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。説明欄2、子ども・子育て支援交付金につきましては、令和6年度からこども家庭センター及び子ども・子育て支援センターに係る経費が本交付金でなく、後述する重層的支援体制整備事業交付金の対象となることから、3,069万円減の4,266万3,000円を計上いたしました。説明欄3につきましては、例年どおりです。説明欄4、保育対策総合支援事業

費補助金41万5,000円につきましては、保育園において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際に実施する消毒作業に必要な経費に対する国庫補助金となります。補助率は2分の1です。説明欄5、子ども・子育て支援事業費補助金577万5,000円につきましては、児童手当事業の制度改正に伴うシステム改修に対する国庫補助金となります。補助率は10分の10です。説明欄6、子ども・子育て支援施設整備交付金952万1,000円につきましては、歳出で説明いたします旧神納東小学校の校舎棟を活用して学童保育所を設置する工事に対しての補助であります。補助率は3分の1となります。説明欄7、重層的支援体制整備事業交付金2,272万5,000円につきましては、こども家庭センター及び子育て支援センターの運営費などに対する国庫補助金で、国の補助率は家庭センター分が3分の2、子育て支援センター分が3分の1です。説明欄8、デジタル田園都市国家構想推進交付金は保育業務支援システムの運用に必要なシステムのセットアップ手数料やシステム使用料、Wi-Fiの使用料に対する国庫補助金で、補助率は2分の1となります。

福祉 課長 第3節災害救助費補助金、説明欄1、被災者見守り・相談支援等事業補助金であります。こちらは、大雨災害により被災された方を対象に見守り支援を行ってきております見守り支援センターに係る補助金であります。補助率は2分の1となっております。なお、補助期間が2年間となっておりますことから、令和6年度につきましては、半年分を補助金として計上してあります。

保健医療課長 3目衛生費国庫補助金、説明欄2から5は例年同様のため、省略させていただきます。説明欄6、重層的支援体制整備事業交付金に関しましては、母子保健に関する交付金となっております。補助率は3分の2です。

福祉 課長 33ページ、34ページを御覧ください。2節の児童福祉費委託金でございます。説明欄1、特別児童扶養手当事務取扱交付金につきましては、例年同様の計上となっております。

第16款 県支出金

(説明)

保健医療課長 16款1項1目民生費県負担金、説明欄3、産前産後保険料負担金につきましては、県の補助率4分の1です。ほか説明欄1、2、4につきましては、例年同様のため、省略させていただきます。

介護高齢課長 説明欄5、低所得者保険料軽減負担金ではありますが、国庫支出金のほうで説明いたしました、県が負担する4分の1について計上しております。

福祉 課長 説明欄6、民生委員推薦会負担金につきましては、例年どおりの開催予定として計上しました。同じく説明欄7、行旅死亡人取扱費交付金につきましては、行旅死亡人の火葬費用として3人分を計上しました。説明欄8、障害者自立支援給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様ではありますが、負担率は4分の1となります。説明欄9、障害者医療費負担金、こちらでも国庫負担金と同様になります。負担率は4分の1となります。同じく説明欄10、障害児通所サービス費負担金につきましても、同様となります。

こども課長 その下、2節児童福祉費負担金の4項目につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。

福祉 課長 3節生活保護費負担金につきましては、居住地が明らかでない等の理由により要保護者になる方の県負担分となります。

- こども課長 2目1節保健衛生費負担金、説明欄1、未熟児養育医療費負担金につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。
- 福祉 課長 それでは、35、36ページを御覧ください。16款2項1目1節総務管理費補助金、説明欄9、消費者行政推進事業等補助金になります。こちらは、来年度、令和6年度より市民課より当課に所管が移る消費者行政に係る補助金となります。補助率は2分の1となります。
- 保健医療課長 2目民生費県補助金、説明欄1、老人医療費助成事業補助金は、例年どおりのため、省略させていただきます。
- 介護高齢課長 説明欄2から6についても、例年どおりなので、説明を省略します。説明欄7、重層的支援体制整備事業交付金ではありますが、先ほど説明いたしました県の負担分です。
- 福祉 課長 説明欄8、重度心身障害者医療費助成事業補助金につきましては、補助率2分の1となります。続きまして、説明欄9、地域生活支援事業費等補助金、こちらは国庫負担金と同様ですが、負担率は4分の1となります。説明欄10、障害者向け住宅整備費補助金でございますが、こちら申請者の増に伴う補助金の増ということで、昨年より増えております。説明欄11、軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金でございますが、昨年と同様となります。説明欄12、重層的支援体制整備事業交付金、こちらは重層的支援体制整備事業に伴う県から交付される福祉課分の交付金となります。
- こども課長 その下、2節児童福祉費補助金であります。説明欄1、2につきましては、例年どおりですので、説明を省略いたします。説明欄3、子ども・子育て支援交付金につきましては、国の補助金と同じく令和6年度から対象事業の一部が移管するため、1,586万5,000円減の4,266万3,000円を計上いたしました。説明欄4につきましては、例年どおりとなります。説明欄5、子ども・子育て支援施設整備交付金952万1,000円につきましては、旧神納東小学校の校舎棟を活用して学童保育所を設置する工事に対しての県の補助分です。補助率は3分の1となります。説明欄6、重層的支援体制整備事業交付金1,765万4,000円につきましては、国庫補助金の県補助分で、県の補助率はこども家庭センター分が6分の1、子育て支援センター分が3分の1です。
- 保健医療課長 3目衛生費県補助金、説明欄1から4は例年同様のため、省略させていただきます。説明欄5、重層的支援体制整備事業交付金につきましては、母子保健に関する交付金で、補助率6分の1です。
- こども課長 説明欄6、子ども医療交付金につきましては、対象となる子供の減少により77万円を減額し、3,870万円を計上いたしました。
- 福祉 課長 続きまして、37、38ページを御覧ください。16款3項2目民生費委託金、第1節社会福祉費委託金、説明欄2、戦没者遺族等援護事務交付金でございますが、こちらは昨年と同様となります。

第19款 繰入金 (説明)

- 保健医療課長 続きまして、41、42ページを御覧ください。19款1項1目特別会計繰入金、説明欄1、2につきましては、名目計上のため、省略させていただきます。
- 介護高齢課長 説明欄3、介護保険特別会計繰入金ではありますが、重層的支援体制整備事業として

行う事業の第1号保険料、23%と第2号保険料分、地域介護予防活動支援事業分のみになりますが、27%を繰り入れるものです。

第21款 諸収入

(説明)

- 福祉 課長 43、44ページを御覧ください。21款4項1目貸付金元利収入、説明欄1、災害援護資金貸付金収入でございますが、こちら大雨災害により被災されました世帯の方に貸付けをしており、貸付金の繰上償還分の予算収入となります。
- 保健医療課長 5項1目民生費受託事業収入、2目衛生費受託事業収入、こちらに関しましては、説明欄1、2それぞれ説明欄に関しましては、後期高齢者の保健事業に関する受託収入になっております。
- 介護高齢課長 45ページ、46ページを御覧ください。次に、6項6目雑入、2節民生雑入、説明欄1、介護給付費等収入ですが、介護予防サービス計画経費に係る収入であります。
- 福祉 課長 説明欄2から4につきましては、項目計上となります。
- こども課長 説明欄5から10につきましては、例年どおりとなりますので、説明を省略いたします。
- 保健医療課長 3節衛生雑入、説明欄5につきましては、例年同様のため、省略させていただきます。
- こども課長 説明欄6につきましては、項目計上となります。

歳入

第13款 分担金及び負担金

(質疑)

- 菅井 晋一 24ページの新しい事業、6番、7番ですか、これ高齢者虐待に伴うものだと聞いたのですが、これって誰が負担するのでしょうか。
- 介護高齢課長 利用者の方になります。利用者の方2分の1です。そして、自分で負担が難しいという場合は全額市のほうで出しますけれども、利用者の一部負担金になります。
- 菅井 晋一 本人。分かりました。

第14款 使用料及び手数料

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第15款 国庫支出金

(質疑)

- 木村 貞雄 今回ここに民生費の国庫補助金の関係で重層的支援体制の交付金、ここにも2つ、介護高齢課と福祉課ありますし、またこども課、保健医療課もあるので、それぞれ内容によって補助率も違うので、その辺も含めて少し詳しく教えてもらいたいのですけれども。
- 福祉 課長 重層的支援体制整備事業につきましては、国のほうで示された事業でございます。市町村のメリットとしましては、歳入予算の一元化により、それぞれ各省庁に各分野から国庫補助申請を上げていた、これを一元的に取り扱うことによって、各自治体の補正予算でのみ対応するというのがメリットの一つとしてございます。ただ

し、事業内容につきましては、旧来のものを引っ張ってきている部分がございますので、それぞれの従来の補助率という形になっております。

木村 貞雄 次ページでもいいけれども、ほかの課も同じな状況ですか。

福祉 課長 一部事業のやり取りはありますけれども、ほかの課も同じような取扱いとなっております。

富樫 雅男 2目の説明欄1の新型コロナウイルス予防接種健康被害云々とありますけれども、これ5件認定、想定が5件ですか。もし分かったら、この二、三年の認定された人数教えていただくとありがたいのですけれども。

保健医療課長 健康被害の申立てといえますか、申請が今現在8件来ております。そのうち5件認定が下りました。まだ3件が認定が下りていない状況にあります。

富樫 雅男 私の知っている人も結構それで苦しんでいる人もいますのですけれども、今ここら辺の被害の状況というのはどうなのですか、感覚的に。かなり重い症状。

保健医療課長 認定下りた5件につきましては、ワクチン接種後の湿疹、中には夜も眠れないぐらいかゆみが強かった方もいらっしゃいましたけれども、治療によって軽減しております。そのほか全身がむくんだりという方もいらっしゃいますけれども、日常生活に大きな影響はない範囲でのむくみとかありますし、手の痛みもあるのですけれども、それは日常生活に大きな障害があるかという、今の段階では、認定された方につきましては、そういう大きな影響はありません。ただ、認定された1件につきましては、脳梗塞ということで、介護レベルも重度ということで、そういう方もいらっしゃいます。あと、残り3件まだ申請して、認定が下りていない方がいらっしゃいますけれども、この3件につきましては、やっぱり入院を要するほどの方もいらっしゃいましたが、その後軽減された方もいらっしゃいますし、1件につきましては、その後死亡したということで申請されている方もいらっしゃいますが、その方については進達して、まだ結果は来ておりません。

第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第19款 繰入金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

分科会長(長谷川 孝君) 暫時休憩を宣する。

(午後 1時55分)

分科会長(長谷川 孝君) 再開を宣する。

(午後 2時08分)

歳出

第3款 民生費

(説明)

福祉 課長

それでは、69、70ページをお開きください。2款1項10目消費者行政費になります。説明欄1、消費者行政経費、こちらは行政組織の改編に伴いまして、市民課より福祉課に事業が移管となったものです。相談員に係る人件費や研修経費のほか、無料法律相談委託料等となります。続きまして、85、86ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1、社会福祉費一般経費でございます。地域福祉計画審議会として評価、進捗管理を行うための経費や、やまびこの家の維持管理経費等を計上しているほか、遺族会補助金、保護司会補助金を計上いたしました。続きまして、説明欄2、民生児童委員経費でございますが、こちらは通常の経費となります。続きまして、87、88ページを御覧ください。行旅病人等支援経費ですが、歳入でもお話ししましたが、行旅死亡人火葬費用等3人分と行旅人の移送費を計上いたしました。説明欄4、生活困窮者自立支援事業経費でございますが、就職、住居、家計管理など生活全般にわたり困り事の相談窓口として、社会福祉協議会に委託している事業の経費となります。続きまして、説明欄5、福祉総合相談事業経費でございます。こちらひきこもり等各種相談に総合的に相談を受ける窓口としての経費を計上しております。重層的支援体制整備事業の実施に伴いまして、相談包括化推進委員を1名増員し、2名体制とするため、増額となっております。

介護高齢課長

説明欄6、説明欄7については、例年どおりなので、省略いたします。

福祉 課長

説明欄8、社会福祉協議会助成経費につきましては、例年どおりとなります。説明欄9、障害福祉費一般経費になりますが、会計年度任用職員の報酬単価の増等に伴いまして、若干の増となっております。続きまして、89、90ページになります。説明欄10、地域生活支援経費、増額の理由としましては、移動支援事業委託料や日中一時支援事業委託料、訪問入浴サービス事業委託料の増を見込みました。続きまして、説明欄11、基幹相談支援センター経費につきましては、会計年度任用職員を1名減したことに伴います減でございます。説明欄12、特別障害者手当等経費につきましては、例年どおりとなります。説明欄13、障害者自立支援経費につきましては、こちら1億9,727万6,000円の増となりますが、障害福祉サービス費及び障害児通所支援サービス費で昨年度事業所が開設されたことにより、利用者の増加が見込まれるため、増額計上としてあります。続きまして、説明欄14、障害者給付費等審査会経費につきましては、同様となります。説明欄15、発達障害者支援事業経費につきましては、ぱすの一との作成及びペアレント・トレーニングの経費となります。続きまして、91、92ページをお願いします。説明欄16、運営費負担金につきましては、下越福祉行政組合の負担金となります。説明欄17、地域活動支援センター経費につきましては、ぬくもり工房に係る経費となります。説明欄18、重度心身障害者医療費助成経費につきましては、対象者、受診件数の減少に伴い、昨年度より減額となっております。説明欄19、障害者福祉団体助成経費につきましては、例年同様となっております。

保健医療課長

説明欄21、国民健康保険特別会計繰出金は、例年同様のため、省略させていただきます。

福祉 課長

説明欄22、社会福祉総務費職員人件費につきましては、職員18人分の人件費となります。

介護高齢課長	2目社会福祉施設費であります。ゆり花会館運営経費、93、94ページの福祉の森の経費については、例年どおりのため、省略いたします。3目老人福祉費、説明欄1、老人福祉費一般経費であります。長寿祝金、敬老祝い関係の経費を計上しております。敬老祝品代、長寿祝金については、減額となっております。説明欄2から6までにつきましては、例年どおりなので、省略いたします。説明欄7、高齢者生活支援経費であります。3行目の労働者派遣手数料93万円ですが、令和5年度当初より65万円の減額であります。山北地区のタクシーの廃業により、令和2年度、新しい公共交通の形が出来上がるまでの緊急措置として行っておりました山北地区高齢者・障害者通院等支援サービスであります。令和5年度中に温海温泉観光タクシーの乗り入れやボランティアタクシーなどができたことにより、廃止による減額となっております。12行目、緊急一時保護委託料につきましては、先ほど説明いたしました。緊急一時保護の施設に対する委託料の歳出であります。95ページ、96ページを御覧ください。2行目の高齢者向けエアコン設置費補助金であります。令和5年度までは村上市高齢者・障害者向け住宅整備補助事業で行っていましたが、昨今の暑さのために高齢者の熱中症を防止するために新たに新設いたしました。昨年度までは要支援・要介護認定を受けていることが条件ではありましたが、令和6年度からは要支援・要介護認定の要件を外して、65歳以上の方のみで構成する世帯といたしました。補助金額は対象経費の2分の1とし、補助上限額は5万円といたします。
保健医療課長	説明欄8、老人医療費助成経費ですけれども、例年同様のため、省略いたします。
介護高齢課長	説明欄9、老人保護措置経費、3行目のやむを得ない理由による措置委託料ですが、事業内容につきましては、歳入で説明したとおりであります。施設への措置費への支払い分になります。
保健医療課長	説明欄10、後期高齢者医療広域連合負担金は、例年同様のため、省略いたします。
介護高齢課長	説明欄11は、例年どおりでありますので、省略します。説明欄12から14までの事業につきましては、重層的支援体制整備事業への移行によるものであります。
保健医療課長	説明欄15、後期高齢者医療特別会計繰出金は、例年同様のため、省略いたします。
介護高齢課長	説明欄16から17は例年どおり、次ページの説明欄18から19につきましても、重層的支援体制整備事業への移行によるものであります。4目老人福祉施設費であります。各施設の指定管理料、工事費等を計上しております。
こども課長	99ページ、100ページを御覧ください。3款2項1目児童福祉総務費、説明欄1、児童福祉費一般経費ですが、子育て応援タクシー利用補助金で5万円、保育士資格取得支援補助金で30万1,000円を計上いたしました。説明欄2、ことばとこころの相談室経費につきましては、療育指導員4名と療育指導員助手2名の報酬を計上いたしました。説明欄3、こども家庭センター事業経費では、令和4年に児童福祉法が改正され、市区町村において全ての妊産婦や子ども・子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有することも家庭センターの設置に努めることとなったことから、本市におきましても、令和6年4月1日に設置し、さらなる支援体制の充実、強化を図ってまいります。101、102ページを御覧ください。説明欄4、子育て事業関連計画策定経費につきましては、令和7年度を始期として、第3期子ども・子育て支援事業計画及びこども計画の策定に向けての子ども・子育て会議を5回予定しており、委員の報酬と計画策定のコンサルタント委託料を計上しています。
福祉課長	説明欄5、特別児童扶養手当経費につきましては、前年と同様となっております。

こども課長

説明欄 6 及び 7 は、職員人件費ですので、説明を省略いたします。2 目母子父子福祉費の説明欄 1、ひとり親家庭等医療費助成経費は、令和 5 年度の実績見込みにより、前年度より 152 万 8,000 円少ない 3,146 万 8,000 円を見込みました。103 ページ、104 ページを御覧ください。説明欄 2、児童入所施設措置経費は、令和 5 年度の母子生活支援施設入所実績の見込みにより 224 万 5,000 円を計上いたしました。説明欄 3、児童扶養手当経費は、令和 5 年度の実績見込みにより 406 万 2,000 円減の 1 億 8,632 万 1,000 円を見込みました。説明欄 4、母子家庭等対策総合支援事業経費につきましては、前年並みでございます。3 目児童措置費、説明欄 1、保育園運営経費は 3,108 万 8,000 円増の 12 億 753 万 9,000 円となります。主なものといたしましては、保育園の会計年度任用職員に係る報酬が 536 万 2,000 円減の 3 億 782 万 5,000 円、あらかわ保育園及び向ヶ丘、みのり保育園に係る指定管理料が 1,445 万 4,000 円減の 4 億 7,802 万 6,000 円、令和 6 年度から新たに保育園の ICT 化に係る保育業務支援システム使用料として 521 万 4,000 円等を計上いたしました。105 ページ、106 ページをお開きください。説明欄 2、通園バス運行経費につきましては、通園バス 12 台の経費 7,124 万 3,000 円を計上いたしました。令和 6 年度では、債務負担行為で令和 5 年度に契約済みの通園バス購入費分 1,311 万 9,000 円を計上したため、前年度より 1,132 万 1,000 円増加しております。説明欄 3、統合保育園整備事業経費につきましては、法人の選定に係る委員会を立ち上げ、その委員 7 名分の報酬及び費用弁償を計上いたしました。説明欄 4、子育て支援センター事業経費につきましては、325 万 4,000 円増の 2,853 万 1,000 円を計上いたしました。主な増加理由といたしましては、旧神納東小学校を活用した子育て支援拠点の整備により、上海府子育て支援センターの機能を移転し、令和 6 年 4 月よりきらきら子育て支援センターがスタートいたします。これに伴う人件費、運営に係る経費を計上しております。説明欄 5、一時預かり事業経費につきましては、主に会計年度任用職員に係る報酬単価の増額であります。107 ページ、108 ページをお開きください。説明欄 6、幼児の体力向上事業経費から、飛びまして、109 ページ、110 ページの説明欄 14、保育園職員人件費までは例年どおりのため、説明を省略させていただきます。4 目学童保育費、説明欄 1、学童保育経費につきましては、1,377 万 2,000 円増の 1 億 5,170 万 6,000 円を計上いたしました。主なものといたしましては、会計年度任用職員に係る報酬、神林学童保育所、さんぼく森のなかよし学童保育所に係る指定管理料等でございます。5 目児童福祉施設費の説明欄 1、屋内遊び場経費につきましては、屋内遊び場運営に関する人件費、運営に係る経費を計上してございます。次、次ページ、111 ページ、112 ページを御覧ください。説明欄 2、児童遊園施設経費につきましては、例年どおりであります。説明欄 3、子育て支援拠点施設経費につきましては、旧神納東小学校校舎棟の子育て拠点施設として活用するための経費です。屋内遊び場と、今年 4 月 1 日から開設する子育て支援センターを含めた施設全般の光熱水費、施設保全に係る各種委託料等を計上しております。工事請負費は、学童保育所等の整備を行うための工事等となります。

福祉 課長

3 款 3 項 1 目生活保護総務費になります。説明欄 1、生活保護経費並びに説明欄 2 の生活保護総務費職員人件費につきましては、前年と同様となっております。続きまして、113、114 ページを御覧ください。説明欄 1 の生活保護扶助費につきましては、現状の動向等を勘案いたしまして、扶助費について計上いたしました。続きまして、3 款 4 項 1 目災害救助費になります。こちらは科目設置というふうになります。同

じく説明欄2、8.3大雨災害被災者支援等事業経費につきましては、今も委託しております支援センターに係る経費でございます。なお、支援センターにつきましては、段階的縮小をかけまして、今後については社会福祉協議会並びに市の一般相談支援事業の中で対応していきたいというふうに考えております。

第4款 衛生費

(説明)

- 保健医療課長 4款1項1目保健衛生総務費、説明欄1、保健衛生総務経費ですけれども、8行目の新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金ですが、こちらは令和5年度から県と連携しました北里大学医学部地域枠ですが、令和6年度も新たに1名入学予定のため、2名分の負担となっております。説明欄2から3につきましては、例年同様のため、省略いたします。
- 福祉課長 説明欄4、精神保健経費につきましては、精神障害者家族会の補助金として、例年同様の計上となっております。
- 保健医療課長 説明欄5と次ページの説明欄8につきましては、例年同様のため、省略させていただきます。2目予防費、説明欄1、生活習慣病予防対策経費につきましては、説明欄2、歯科保健事業経費につきましては、例年どおりのため、省略させていただきます。説明欄3、予防業務経費ですけれども、こちらにつきましては、子宮頸がんワクチンが9価で3回接種が多く見込まれること、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の計上により、前年度より増額となっております。説明欄4、自殺予防対策事業経費につきましては、令和6年度に自殺対策行動計画を策定することから、委員会を4回ほど予定しております。
- こども課長 説明欄5、子どもの医療費助成経費は、令和5年度実績見込みにより652万6,000円増の1億3,827万4,000円を計上いたしました。
- 福祉課長 説明欄6、精神障害者医療費助成経費につきましては、例年の実績を勘案しまして、入院費用助成と診断書作成助成を計上いたしました。
- こども課長 説明欄7、未熟児養育医療給付経費につきましては、例年並みとなっております。
- 保健医療課長 説明欄8、母子保健経費に関しましては、新たに1か月児健康診査費助成金、乳幼児おむつ用品購入券支給費を計上しております。1か月児健康診査費助成金につきましては、4,000円を上限に国2分の1の補助となっております。説明欄9、10につきましては、省略させていただきます。5目保健衛生施設費、説明欄1、保健衛生施設経費につきましては、例年同様のため、省略させていただきます。7目診療所費ですが、説明欄1、急患診療所経費につきましては、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行期の受診者増加に対応するため、従事する看護師、事務員の増員を見込んで報償費が増額しております。以上です。

第3条「第3表 債務負担行為」

(説明)

- こども課長 8ページを御覧ください。第3表、債務負担行為になります。2段目、保育園職員腸内細菌検査業務委託料と3段目、保育園通園バス運転業務委託料についてですが、令和7年度の契約を令和6年度中に締結することから、債務負担行為を行うものであります。以上です。
- 保健医療課長 続きまして、新潟県医師養成修学資金貸与事業費用負担金につきましては、令和7年

度から令和11年度まで、医学部6年間となっておりますので、その分を計上しております。

歳出

第3款 民生費

(質 疑)

菅井 晋一 98ページ、あかまつ荘について伺いたいのですが、毎月のように私も行っているのですが、4月から管理する業者が変わるというようなことを聞いています。その従業員の方が、今度勤務時間が大きく変わって、交代制というか、勤務が縮小されて、とてもこれでは給料少ないので無理だみたいなことを言っていたのですが、特に運営方法が変わるということではなくて、今までどおりの運営ということですね。

高齢者支援室長 特に変わるところはございません。

菅井 晋一 安心したのですが、ぜひ非常に風呂もいいし、よくしていただいているので、サービスが落ちないようにしていただきたいなと思います。交代するということは、やっぱり金額差で駄目だったのかなというふうに思うのですが、ぜひサービスが落ちないようにしていただきたいと思います。お願いします。

鈴木 一之 88ページ、7の市民後見推進事業経費であります。今現在3期生までの方々が受講されておられると思うのですが、スキルアップ等々の、そういうことで講座も持っておられるのですが、その人たちが一堂に会してセンター的なものというか、そこで一応勉強含めて社協の皆さんとそこでお話をできるようなセンター的なものを以前から私どももできればなということでおられるのですが、その点ちょっとお聞かせいただければと思います。

介護高齢課長 成年後見のセンター、中心的な役割を担う機関ですが、やっぱりそちらのほうはいろいろと要望があります。それで、令和6年度、中核機関のまたセンター的な役割の構築のために事業を行う、検討のほうをしていく予定であります。また、市民後見人の第1号を目指すために、令和6年度はそのバックアップ体制の構築について検討を行う予定で、令和7年の4月から第1号が出るように検討して、令和6年度は進めてまいります。

鈴木 一之 その点も含めて、やっぱり必要不可欠なところでございますので、前向きに御検討いただければと思っております。あとは、90ページであります。11、基幹相談支援センター、これ設立されて、動いておられると思うのですが、現況でやはりそういう相談事業、障害者の関係の相談事業等々も日々伺っておられると思うのですが、現況はいかがでしょうか。

福祉 課長 現況につきまして、詳細な事項につきましては、当室の係長より御説明させていただきます。

福祉政策室係長(田巻) 福祉政策室の係長で、私、基幹相談支援センターセンター長をさせていただいております田巻といいます。よろしく願いいたします。基幹相談支援センター、令和4年度、令和4年4月から開設されまして、今2年をもうすぐ終わるところであります。民間の相談の事業所さんのほうから2名ずつ相談員さん来ていただきまして、専門の相談員さん4名、そして私が市から係長、私1名、会計年度任用職員1名、計6名でやってきてまいりました。まず、感覚としましては、障害者の方で就業、就労を目指す方の相談が多くあります。そういった方については、相

談員さんが相談に乗りつつ、施設、事業所のほうに同行して見学をしたりというような対応をしております。ほぼほぼ電話での相談が多くなっております。あと、障害サービス利用についての相談が多くあるわけでございますけれども、実際そういったサービスにつながらない方というのもやはりいらっしゃいます。そういった方については、サービスにつながらないのですけれども、その後の電話相談であったり、訪問であったり、そういったことによって支援をして、続けていくというような形で行っております。長くなってすみません。また、市役所の本庁に開設したことによって、包括支援センターであったり、こども課であったり、保健医療課であったりと、関係機関との連携もスムーズに行っているところでございます。以上です。

鈴木 一之 市民の方で相談事業等々あるのですが、どの窓口でというか、専門的なことを捉えるのにどこだというような方もおられましたので、広報等々も併せまして、その辺り丁寧な御相談を受けていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。いいでしょうか。1人でさせていただいてすみません。94ページの3、老人クラブ活動支援経費ということで、老人クラブの運営と老人クラブ連合会の補助金ということでもありますのですが、今現在組織率というか、ひと頃集まりとか、そういうところが辞めたり、それこそ運営にちょっと支障があるというようなことがありましたのですが、コロナ禍も含めまして、現在の状況でどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

介護高齢課長 老人クラブの活動について、補助金を出している関係で、補助金の対象の老人クラブの数は把握しております。まず、45人以上の老人クラブについては31、30人から44人の老人クラブの団体は41で、29人以下については20クラブというふうになっております。やはり年々減少しているような状況です。

鈴木 一之 ページが104ページであります。保育園運営経費であります。私も現場でお話を聞いてみると、子供のトイレ事情というか、便器のほうから、例えばまだまだ旧式の形の中でまたがって、そしてするようなどころあって、子供の中では、それが怖くて、トイレがなかなかできないというような状況があるやに聞いております。そしてまた、職員トイレ等々でも、真夏ですとそれこそ腰かけても、冷たさがあつたとしても、真冬の状況の中でそこに座ることによって本当ひやっとして、ちょっと具合が悪くなるような状況もあるやに聞いております。これから保育園もそれぞれ老朽化で、これから先何年かの間には新たに保育園ができるやに聞いておりますのですが、現状また数年間の中で、日々の生活の中でもやっぱりトイレ事情というのは無視できないことではないかなと思うのですが、その点含めまして、割合と旧村上市のトイレ等々だけが取り残されたような状況もあるやに聞いておるのですが、どうでしょうか、その辺り聞かせてください。

こども課長 保育園のトイレの洋式化につきましては、今特に旧村上地区になりますと、第一、第二、山居町保育園ということで、まさに統合保育園を目指すところが築40年を全て経過しております。その中で、今おっしゃられたように和式トイレというのが主流になっております。ただ、これにつきましては、一定の建築年次というか、目指すべき年度も定まったところでありますので、その間3年あるわけでございます。この間、今現在いる子供たちに不便をかけるはいけないというようなところもございまして、おっしゃられるように、今年度補正予算を取らせていただきまして、この3園につきましては、全部ではないのですけれども、子供たちのトイレ、

また職員用のトイレ、これを洋式化にさせていただきました。また、併せて暖房便座、今暖房便座はもう標準でありますので、そういったところもつけさせていただいたところであります。

鈴木 一之 ぜひともそこらあたりは考慮していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。そして、私もまた保育園の関係でありますのですが、私どもの会派の代表からも質問があったように、白米というか、それこそ持参しながら、保育園で給食に対応するというような格好で聞いておりますのですが、今後やはりその辺りも改善されるように伺っておりますのですが、どのような格好で思われておりますか、お願いします。

こども課長 御飯を保育園側で準備するというようなことにつきましては、今現在保育園に確認いたしまして、保護者側からそういった声は保育園のほうでは特段聞いていないということではありますが、その辺りをまた園長等々に再度確認いたしまして、ただこれ給食を保育園側でやるとなると、設備とか、あるいは学校の生徒と違ってやっぱり子供がちっちゃいのですので、全部盛りつけから何から手間がかかる、そういったスタッフの関係ですとか、いろいろ整理をしないといけないところがございます。そういったところをちょっと検討させていただいて、進めてまいりたいと思います。

鈴木 一之 その点も含めまして、現場サイドでのやっぱり意見聴取等々も含めて、改善すべきところはしていただいて、子供の安全・安心、その点も含めましてよろしくお願いしたいと思います。以上です。

富樫 雅男 96ページの一番上、先ほどこっちとお話あったのですけれども、高齢者向け住宅整備費補助金とエアコン設置費、これ去年は高齢者向け住宅整備費補助金がこれを合わせた三百五、六十万円だったのがエアコン整備のほうに25万円を振り替えたただけのことで、何もこれ改善されていないといえますか、あれなのですけれども、これはどういうことなのですか。これだったら今までと同じことではないのですか。

介護高齢課長 新たに高齢者向けエアコン設置費補助金ということで、高齢者向け住宅整備費補助金のときは、介護認定を必ず受けていなければならないというような要件があって、今回熱中症対策ということで分けたのですけれども、そのことによってその認定を受けていなくても、高齢者のみ世帯であれば、この設置費補助金を受けられるというようなことで、確かに金額的にはそんなに変わっていないのですけれども、対象者を新たに広げたというものになります。

富樫 雅男 確かにそれは分かりました。ただ、これ5台分ですよ、25万円という。これで十分なのかなというふうな、きちんと広報といいますか、周知したら、もっともっと希望者が出てくるような気がするのですけれども、いかがですか。

介護高齢課長 高齢者向け住宅整備費補助金のときは年間2件くらいしかエアコン設置のほうが出ていなかったのですけれども、昨年度も介護認定とか関係なく高齢者宅のほうに回りまして、エアコンの設置、空調設備の設置のほうを高齢者の方に働きかけたのですけれども、身体的な理由でエアコンの風がやっぱり体に悪いとかということで、なかなか、設置を勧めたのですけれども、そういうような状況で設置しない方が多く、また同じような県内の自治体で、熱中症対策ということでエアコンの設置の実績があるので、実際の実績を見ると5件くらいというようなことがありますので、それを参考に、5件ですけれども、今回挙げさせていただきました。増える可能性もあると思いますので、そのときは補正等で対応していきたいという

ふうに思っています。

木村 貞雄 88ページの5の福祉総合相談事業の関係で、新しい事業、この部分なのだけれども、要するにひきこもりに対してのそういうアプローチをかけるのだらうと思うのですけれども、何せこれは悩ましいというか、非常に難しいような仕事の内容なので、ひきこもりについてどういうふうにあれをかけるのかという、その仕事の内容でお伺いしますけれども、民生委員とかも相談しながらやらなければならないと思うのですけれども、その辺について詳しくお願いしたいと思います。

福祉 課長 今委員さんからありましたとおり、ひきこもりの方というのは、アプローチと実際に会った後でのフォローというのも非常に難しいケースでございます。導入の部分が特に難しく、どうやって入っていくかというのは非常に難しいところがあります。ただ、そういった方は大体長期間健診等を受けられていなかったり、場合によっては各種公共料金等お支払いがなかったりするケースがございます。ですので、関係各課とその辺は連携を取って、アプローチの手法をいろいろ取り入れるような形を一つ取りたいというふうに考えております。それと、場合によっては町内集落の区費であるとか、そういったものを納めていないというような状況があった場合は各区長さんや民生委員の方々と連携してアプローチをかけていく。また、その後フォローを常に、行政だけではなかなか難しいところがございますので、特に民生委員さんが中心になるかと思うのですけれども、見守り体制、並びに何か変更があったときの報告等をいただいていって、継続的に支援につなげていこうというふうなことを今現在構想として持っております。

木村 貞雄 それから次に、次のページで、90ページなのだけれども、近年障害児の通所支援サービスが非常に増えているので、今回も1法人だか増えたというような話で、その法人数と人数ちょっと教えてもらいたいと思います。

福祉 課長 詳細につきましては、福祉政策室の副参事のほうから答弁させていただきます。

福祉政策室副参事 令和6年度当初予算で見込みました人数でございます。先ほどおっしゃられました放課後等デイサービス、通所事業の中身なのですけれども、その中の大きな一つであります放課後等デイサービス、こちらの通われている、利用する人数ということで、見込みとしましては年間で2,400件、12か月分で延べ2,400件、そういうふうに見込んでおります。続きまして、放課後等デイサービスが小学校入学後の、それから高校卒業までのお子さん向けなのですが、その下の小学校入学までの方が利用される児童発達支援、こちらのほうも同じく年間で延べ1,392件というふうに見込んでおります。そのほかそのお子さんたちに対応する相談支援、それから保育園等に伺って支援をする保育所等訪問支援、それから御自宅に伺って児童発達を行う居宅訪問型児童発達支援、このようなものも全部ひっくるめまして、トータルで4,620件というふうには年間で見込んでおります。

木村 貞雄 それから、92ページの真ん中ほどなのなのですが、人権・同和対策の関係で、講師の斡旋手数料というのが2倍ぐらいの増額になっているのですけれども……

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 市民課だよな。

木村 貞雄 すみません。間違って申し訳なかった。それから、94ページの、先ほど老人関係のあれでちょっと質問あったのですけれども、敬老会の関係のあれはこの予算に入っていますか。

長谷川分科会長 老人福祉費一般経費です。94ページです。

介護高齢課長 老人福祉費一般経費の一番下の敬老祝事業補助金になります。

木村 貞雄 そのうちの敬老会の分、幾らになっていきますか。分からなければ、後でもいいですけども。後にしてください。

長谷川分科会長 後でいいです。

介護高齢課長 後で、すみません。

木村 貞雄 それから、104ページの保育園運営経費の中の真ん中ほどの通信運搬費が増額になっている内容について。

こども課長 通信運搬費の増額についてであります。来年度から保育園でＩＣＴの保育業務支援システムを導入することになっております。そちらに係る通信費の増になります。

介護高齢課長 先ほど質問がありました敬老会に係る費用ということで、このうちのどのくらいかというところですが、敬老祝事業補助金、ここに書いてある金額全部です。

第４款 衛生費 (質 疑)

木村 貞雄 これ毎年なのだけれども、衛生費の保健衛生総務費の村上病院の関係で、公的病院等運営費補助金１億2,158万2,000円なのですけれども、内容として私もちよっと詳しいこと分からないので、特別交付税から使うわけですけれども、その年度の範囲内の予算で、まるっきり厚生連のほうにどういうものを使うかというのはみんな任せているのですか。

健康支援室長 主に運営費全般になります。また、特別交付税を財源とする補助金になるわけですが、この計算というのが特別交付税に関する省令といたしまして、総務省令ですけれども、そこで計算式があって、そのものを計上しているわけなのですけれども、救急であったり、当然条件不利地であるということがまず前提の特別交付税になりますし、今言いました救急医療を行っているとか、そういうのがかさんで計算しております。その中で幾らかかったかということで実績報告を出していただいております。

鈴木 一之 母子保健経費の中で、120ページになりますが、不妊治療費助成金と、また不育症治療費助成金ということで、それぞれ助成されておるのですが、ざっくりばらんに申し上げますと、その効果というか、それで幸いお子様が授かったとか、そういうので、ここ数年の中でそういうことはいかがでしょうか。

保健医療課長 不妊治療費助成金につきましては、毎年30件弱ぐらい申請があります。不育症治療費に関しましては、今のところ零件ということになります。不妊治療費助成金を活用した、その後の効果といいますか、成果といいますかにつきましては、数では表してはいませんが、やはり実際子供を授かった、出産したというケースも数件見受けられるように実感しております。

鈴木 一之 効果が出てくることによって、村上市も少子高齢化のあれですけれども、何といっても村上の子供たちは宝物でありますので、その辺りも終始徹底させていただきながら、頑張っていただければと思います。よろしく願いいたします。

菅井 晋一 同じページの新規事業の乳幼児おむつ用品支給の件ですが、子育て支援にはいろいろな項目があると思います。保育園とか、さっき副分科会長が言った給食の米飯のこととか、例えば学童保育所の使用料の軽減といいますか、そういうのとか、いろいろな手法があるのですけれども、どうしておむつのこれを選んだか、その検討の経過というか、聞き取りしたとか、こういう要望が強くいっぱい来たとか、市がこ

れを選んだ検討の過程を教えてください。

保健医療課長 議会の中でも市長答弁にありましたが、市長のほうに子育て世代から紙おむつ費用に関する助成についての要望があったということで、こちらのほうを検討しました。そこで導入したような形になります。

菅井 晋一 副市長 では、市長の御意見だけで決まったということですか。言い方悪いな、ちょっと。決してそうではありません。子育て支援というのは、市の運営上、一丁目一番地というのは市長が常に申し上げているところでありますけれども、やはり若い世代の方々の収入全体を見ますと、なかなか厳しいという現状があるようであります。そして、今は特に新生児、生まれたばかりの子供にはそれ相当の費用がかかるということも、これは一致しているところであります。では何なのだと、何が一番必要としているのだということの中からこの紙おむつ、我々子供の頃は布おむつで、洗って、繰り返し使えるというものでしたけれども、今はそういったところは全然ありませんで、もう使い捨ての、こういった時代ですので、ここに焦点を当てて、今回額としては大変大きな額でありますけれども、このことをもって子育て支援をしようという、そういう決意の下に提案をさせていただいております。

菅井 晋一 保育園の紙おむつは、保育園で準備しているものでしょうか。

こども課長 保育園で使用するものは、各保護者の方が用意しているものです。

菅井 晋一 それもなかなか面倒なのです。届けたり、皆保育園で準備しているところも結構あると思います。それはそれですけれども、私個人的には学童保育所の使用料、これは予算書見ると1,900万円ぐらいですけれども、こういうののほうが効果あるというのか、学童保育に通わなければならない家庭というのは、見てくれる人もいないのだろうし、送り迎えもしたり、夏休みも不自由な思いしたりとか、いろいろあるのかなというふうに、そういう方への支援のほうが私はいいのかなとは思ったものですから、お話をさせていただきました。それで、これは条例でなくて、要綱でやるものだと思うのですけれども、みんな申請をしてもらって、そういう手続が必要なのでしょうか。

保健医療課長 申請をしていただいてということ想定しております。

菅井 晋一 それから、紙おむつを買う店ですけれども、これも届出が必要だかと思うのですけれども、ぜひ村上に本社がある事業所とか、そういうふうにしてもらって、市内でお金が回るように、大きなスーパーとかではなくて、そういうふうにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

保健医療課長 今高齢者の紙おむつを取り扱っている業者、店舗に、こちらのほうで子供も扱っていただけますかということでの問合せをかけて行います。ただ、やはり規模が小さな店舗になりますと、高齢者は扱っているけれども、子供用は扱っていないというところも伺っておりますので、その辺でどのぐらい市内に本社があるものが手を挙げられるかというのは、今これからまたはっきりしてくると思います。

富樫 雅男 非常に申し訳ないのですけれども、民生費で一番最後のところをちょっと聞き忘れたのですけれども、よろしいですか。

長谷川分科会長 民生費終わりました。個別に聞いてください、後で。

第3条「第3表 債務負担行為」

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否態度の発言を求めたが賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第8号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長（長谷川 孝君）閉会を宣する。

（午後 3時07分）